

総務省行政相談センター

まぐみみ石川

令和8年8月27日からの大雨災害 による被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和8年8月27日からの大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

ガイドブックには、石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています（情報は随時更新）。

最新版は、[石川行政評価事務所ホームページ](#)に掲載しています。



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

● 行政相談専用ダイヤル（行政苦情110番）

076-264-1100 又は 0570-090110

おこまりなら まる まる くじょー ひゃくとおばん

※ 受付時間：平日9時00分～16時45分

受付時間外は留守番電話で対応

※ NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。

● [インターネットはこちら](#)



● FAX：076-222-5233

まぐみみ石川



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和8年9月8日時点の情報で作成しております。状況の変化等により、市町の担当窓口が変更されたり、掲載された窓口では対応できない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、令和8年8月27日からの大雨による災害においては、令和8年9月8日現在、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町が適用を受けています。
- 3 以下のホームページにも大雨災害に係る支援の情報等が掲載されています。

(羽咋市)

[羽咋市ホームページ\(災害対応版サイト\)](#)



(志賀町)

[志賀町ホームページ](#)



(宝達志水町)

[宝達志水町ホームページ\(緊急災害用ページ\)](#)



(中能登町)

[中能登町ホームページ\(緊急時用の簡易版\)](#)



(石川県)

[石川県ホームページ\(令和8年8月27日からの大雨に関する情報\)](#)



(内閣府)

[内閣府公表資料\(被災者支援に関する各種支援制度の概要\)](#)



－ 目 次 － ※ ()内は該当ページ



1 住まいや身の回りのこと

- 1-1 罹災(被災)証明書の発行(1)
- 1-2 住宅の緊急の修理制度(2)
- 1-3 住宅の応急修理制度(2)
- 1-4 被災住宅の補修や再建に関する相談(3)
- 1-5 住宅確保への支援(公営住宅の提供・賃貸型応急住宅の供与)(3)
- 1-6 災害ごみに関すること(6)
- 1-7 災害に便乗した商法に注意(7)
- 1-8 生活必需品等の給与・貸与(7)



2 お金のこと

- 2-1 住宅の建設、補修等の融資(8)
- 2-2 住宅ローンの返済(8)
- 2-3 雇用に関する手当、給付等(9)



3 役所の手続きのこと

- 3-1 国民年金保険料の免除等(10)
- 3-2 公共料金の減免措置等(10)
- 3-3 証明書等を紛失した場合(11)
- 3-4 県民税の特別措置(11)
- 3-5 パスポートの発給手数料の免除(12)



4 民間の手続きのこと

- 4-1 損害保険等(12)
- 4-2 通帳や印鑑等を紛失した場合(12)



5 医療・健康のこと

- 5-1 こころの悩みや健康に関する相談(13)



6 教育のこと

- 6-1 日本学生支援機構による学生への支援(14)



7 事業者の方へ

- 7-1 中小企業者等を対象とした相談窓口(14)
- 7-2 農業関係者を対象とした相談窓口(15)



8 そのほかの情報

- 8-1 災害ボランティアへの依頼(16)
- 8-2 車の無償貸出支援(16)



1 住まいや身の回りのこと

1-1 罹災(被災)証明書の発行 (概要は内閣府HP)



- ◆ 「罹災証明書」は、被災した住宅などの被害の程度(全壊、半壊等)を証明するものです。各種支援制度や税金の減免、各種融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 詳しくは、各市町の窓口にお問い合わせください(下記参照)。
 - ・ 申請には、本人確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)や被災住家の被害状況がわかるもの(写真)などが必要になります。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。
 - ・ 原則被害にあった住家のみが対象となりますが、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として「被災証明書」(市町により名称が異なる場合あり)を発行する市町もあります。

【マイナポータルでの申請について】

- ・ マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます(なお、マイナポータルでの申請については、現在、災害救助法適用市町の一部で申請可能となっています。市町によって対応状況が異なっておりますのでご注意ください。)

[詳しくはこちら](#)



- ・ 申請の際、電子署名が必須となります。電子署名には、署名用の電子証明書として用いるための 6～16 桁の英数字の暗証番号(インターネットサイトのログイン等の際に利用する数字 4 桁の暗証番号とは異なります。設定は任意)が必要です。

[詳しくはこちら](#)



市町	窓口	連絡先	HP	備考
羽咋市	税務課	0767-22-6901		平日：9 時～11 時 30 分、13 時～16 時 30 分 土日祝：9 時～12 時、13 時～16 時 ・ 郵送・電子申請可
志賀町	税務課	0767-32-9141		9 時～16 時 (土日祝日を除く) ・ 郵送・電子申請可
宝達志水町	税務住民課	0767-29-8150		9 時～12 時、13 時～16 時 (土日祝日を除く)
中能登町	税務課	0767-72-3136		9 時～12 時、13 時～16 時 (土日祝日を除く) ・ 郵送・電子申請可

[目次に戻る](#)

1-2 住宅の緊急の修理制度

- ◆ 「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が大雨で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。
- ◆ 施工前(被害状況)、施工後(修理内容)の写真を添えて申請してください。業者に直接支払うと制度を利用できませんので、ご注意ください。
- ◆ 準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯が対象で、納屋や車庫、空き家は対象となりません。
- ◆ 1世帯当たり56,400円が上限(上限を超える部分は自己負担)で、完了期限は令和8年9月27日(土)です(状況に応じ延長の場合あり)。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	市町	窓口	連絡先
羽咋市	住まいの支援窓口	0767-22-7196	宝達志水町	総務課兼復興推進室	0767-29-8210
志賀町	まち整備課	0767-32-9211	中能登町	土木建設課	0767-72-3921

[目次に戻る](#)

1-3 住宅の応急修理制度

- ◆ 「住宅の応急修理制度」は、災害救助法が適用され、「準半壊」以上の被害を受けた住家について、屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を市町が行うことで(市町が業者に依頼し、修理費用を市町が直接業者に支払う)、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。
 - ・ ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市町に申し込む必要があります。選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。
 - ・ 本制度の対象となる住家については、既に修理に取りかかっている場合、施工者への支払いをしていない場合は、制度の対象とすることができます。
- ◆ 1世帯当たり75万7千円(準半壊は36万7千円)が限度額(上限を超える部分は自己負担)で、完了期限は令和8年11月26日(木)です(状況に応じ延長の場合あり)。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	市町	窓口	連絡先
羽咋市	住まいの支援窓口	0767-22-7196	宝達志水町	総務課兼復興推進室	0767-29-8210
志賀町	まち整備課	0767-32-9211	中能登町	土木建設課	0767-72-3921

[目次に戻る](#)

1-4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災された住宅の建替えや修繕、構造・施工等の技術的な相談について、建築士等による電話相談を受け付けています。

窓口	連絡先	備考
震災住宅相談ボランティア ダイヤルいしかわ	0120-868-616 (土日祝除く)	・実施主体：いしかわ住宅相談・ 住情報ネットワーク ・受付時間：10 時～12 時、13 時 ～15 時

- ◆ 石川県では、水害で浸水した住宅を復旧するときのポイントや注意点、災害時の衛生対策と消毒方法など、参考となる情報をまとめているので、ご参考ください。

- ・ [水害で浸水した住宅の復旧方法について（石川県ホームページ）](#)



- ・ [災害時の衛生対策と消毒方法について（石川県ホームページ）](#)



[目次に戻る](#)

1-5 住宅確保への支援

◆ 公営住宅の提供

石川県では、今回の大雨により、現在の住宅に住むことが困難となった方に対して、以下のとおり、住宅の提供を行っています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

- ・ 提供住宅：30 戸（令和 8 年 8 月 28 日現在）
- ・ 入居期間：入居日から 6 か月以内（更新により最長 1 年まで延長可能）
- ・ 家賃・敷金：家賃、敷金、駐車場使用料は免除（光熱水費等は自己負担）
- ・ 必要書類：災害救助法適用市町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）
に住所があったことを確認できる書類（住民票など）又は罹災証明書（罹災証明書交付申請書の写しでも可） など

- ・ 問い合わせ先

県営住宅管理センター 平和町店

住所：金沢市若草町 16 番 1 号

電話番号：076-241-5370

業務時間：9 時から 17 時 45 分まで（土日対応可）

[目次に戻る](#)

◆ 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の供与

災害救助法が適用された市町において、住宅に大きな被害を受けた被災者に対し、民間賃貸住宅（アパート等）を活用して賃貸型の応急住宅が供与されるものです。詳しくは、災害時に居住する市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	市町	窓口	連絡先
羽咋市	災害復興推進室	0767-22-7156	宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160
志賀町	まち整備課	0767-32-9211	中能登町	土木建設課	0767-72-3921
石川県	建築住宅課	076-225-1778			

【概要】

・ 対象者

「令和8年8月27日からの大雨に伴う災害」において、災害救助法の適用を受けた市町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）に居住する方であって、次の（１）及び（２）に該当する方

（１）自らの資力をもってしては、居住できる住宅がなく、住宅の確保が困難な方

（２）次の①から⑤のいずれかに該当する方

① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方

② 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難程度の傷みにより住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方

③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方

④ 令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨において入居した賃貸型応急住宅が被害を受け、（２）①、②又は③のいずれかの要件を満たす方で、賃貸型応急住宅への住み替えを希望する方

⑤ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限ります。）

※ （１）及び（２）に該当する場合であっても、審査結果により制度を利用できないことがあります。

- ・ 住宅の条件

- (1) 費用

- ① 家賃の上限（超過分を自己負担で入居することはできません。）

物件の所在地	県内(金沢市・野々市市除く)	金沢市・野々市市
1人世帯	6万円以下	6万円以下
2人世帯	6.5万円以下	8万円以下
3～4人世帯	8万円以下	10.5万円以下
5人以上世帯	9万円以下	11.5万円以下

※ 入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童（未就学児）は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合、1人あたり0.5人に換算

- ② 共益費（管理費）： 貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る
- ③ 退去修繕負担金： 家賃の2か月分以内
- ④ 礼金： 家賃の1か月分以内
- ⑤ 仲介手数料： 家賃の0.55か月分以内
- ⑥ 入居時鍵交換費：実費

- (2) 耐震基準

原則、耐震性が確保されている住宅

- (3) その他

- ① 貸主から同意を得ており、不動産業者があっせんした住宅
- ② このほか、賃貸型応急住宅として適当と認める要件を備えた住宅

- ・ 入居期間

入居日から2年以内

※ 恒久的な住まいの確保後は速やかに退去する必要があります。

※ 応急修理制度を併用する場合は応急修理を申し込んだ日から6か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

【賃貸住宅に関する問い合わせ先】

物件のお問い合わせは、不動産団体の相談窓口をご利用ください。希望する賃貸物件を選定したら、必要書類を準備のうえ、市町に提出してください。

不動産団体	連絡先	受付時間
石川県宅地建物取引業協会	076-291-2255	平日 9:30-16:30
全日本不動産協会石川県本部	076-280-6223	平日 9:30-16:30

[目次に戻る](#)

1-6 災害ごみに関すること

- ◆ 大雨被害により発生したごみを各市町が受け入れており、罹災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。災害ごみを受入場所に持ち込む前に手続が必要となる場合がありますので、詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	開設場所・受付時間等	HP
羽咋市	生活安全課	0767-22-7137	・ 開設場所：羽咋運動公園駐車場 ・ 受付時間：8時30分～12時、13時30分～16時 ※9月30日まで（予定）。9月17日、24日は受入不可	
志賀町	生活環境課	0767-32-1180	・ 開設場所：クリンクルはくい ・ 受付時間：（平日）8時30分～12時30分、13時～16時30分、（土曜）8時30分～12時 ※事前に志賀町生活環境課への予約が必要	
宝達志水町	環境安全課	0767-29-8140	①開設場所：町民センター アステラス駐車場 ・ 受付日時：9月12日（土曜）・13日（日曜）・14日（月曜）の9時～12時、13時～16時 ②開設場所：クリンクルはくい ・ 受付時間：（平日）8時30分～12時30分、13時～16時30分、（土曜）8時30分～12時	①  ② 
中能登町	生活環境課	0767-72-3927	・ 開設場所：㈱家村商店敷地内（七尾市万行町 5-129-32） - 現地電話番号：0767-53-2100 ・ 受付時間：9時～11時、13時～15時 ※9月30日まで。9月22日、23日は受入不可日	

[目次に戻る](#)

1-7 災害に便乗した商法にご注意

- ◆ 自然災害が起きると、災害に便乗して「損害保険を使って自己負担なく住宅の修繕ができる」、「保険の申請手続きを無料でサポートする(代理申請)」など巧みに勧誘する手口が多くみられ、トラブルが発生しています。不審、不安に思う点がありましたら、以下の窓口にお問い合わせください。

【主な事例】

- ・ 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と高額な契約をする。
 - ・ 「清掃にきました」等とボランティアを装い、高額な料金を請求する。
- すぐに契約せず、家族や加入先の保険会社、保険代理店に必ず相談しましょう

窓口	連絡先
消費者ホットライン（消費者庁）	1 8 8（局番なしの3桁）
石川県消費生活支援センター	076-255-2120
警察相談専用電話	#9 1 1 0

[目次に戻る](#)

1-8 生活必需品等の給与・貸与

◆ 生活必需品の給与・貸与

災害により、住家が「半壊」以上または「床上浸水」の被害を受け、生活上必要な被服等を損失し、ただちに生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品の給与または貸与を行います。被害の程度や世帯構成により、費用の上限金額が異なります。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	HP
羽咋市	商工観光課	0767-22-1118	
中能登町	長寿福祉課	0767-72-3135	

◆ 学用品の給与

床上浸水により喪失若しくは損傷し、学用品を使用することができなくなった児童生徒に対して、必要な学用品を給与します。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先
宝達志水町	学校教育課	0767-29-8300

[目次に戻る](#)



2 お金のこと

2-1 住宅の建設、補修等の融資

◆ 住宅金融支援機構による融資

住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、住宅の復旧に要する建設資金、購入資金または補修資金を低利で融資しています。

融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧くださいか、次の窓口にお問い合わせください。



窓口	連絡先
住宅金融支援機構 カスタマーセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353(祝日除く)

[目次に戻る](#)

2-2 住宅ローンの返済

◆ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、以下の窓口への問い合わせも可能です。



窓口	連絡先
全国銀行協会相談室	0570-017-109 または 03-5252-3772

[目次に戻る](#)

2-3 雇用に関する手当、給付等

◆ 労働相談窓口の開設

石川労働局では、各ハローワークにおいて、離職者に対する雇用保険給付などについて、相談することができます。

また、各総合労働相談コーナーでは労使のトラブルの相談、各労働基準監督署では休業手当や解雇に関する制度、復旧作業時の安全や健康確保対策等について相談することができます。

設置官署	連絡先	相談内容	
石川労働局 総合労働相談コーナー	労働局076-265-4432 金沢076-292-7947 小松0761-22-4207 七尾0767-52-7640 穴水0768-52-1184	・ 労使間のトラブルに関する相談	
金沢労働基準監督署	076-292-7945	（事業主の方） ・ 労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等） ・ 復旧工事に係る安全及び労働者の健康 等	（労働者の方） ・ 賃金等労働条件 ・ 労災補償給付等 ・ 退職、解雇、労働条件引下げ 等
小松労働基準監督署	0761-22-4316		
七尾労働基準監督署	0767-52-3294		
穴水労働基準監督署	0768-52-1140		
ハローワーク金沢	076-253-3038	・ 雇用保険の特例給付に関する相談等	
ハローワーク津幡	076-289-2530		
ハローワーク小松	0761-24-8608		
ハローワーク白山	076-290-2282		
ハローワーク七尾	0767-52-3255		
ハローワーク羽咋	0767-22-1241		
ハローワーク加賀	0761-72-8609		
ハローワーク輪島	0768-22-0325		
ハローワーク能登	0768-62-1242		

[目次に戻る](#)



3 役所の手続きのこと

3-1 国民年金保険料の免除等

◆ 国民年金保険料の免除等

国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。

支援措置の概要は、以下の日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP		HP	
保険料の免除		納付の猶予	

詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

窓口	連絡先
日本年金機構被災者専用フリーダイヤル	0120-808-678
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは、03-6700-1165)
七尾年金事務所	0767-53-6511

[目次に戻る](#)

3-2 公共料金の減免措置等

◆ 公共料金については、支払期日の延長、不使用月の料金免除などの特別措置が講じられている場合があります。詳しくは、以下の窓口のほか、ご利用の電話事業者（携帯電話含む）等にお問い合わせください。

区分	窓口	連絡先
受信料	NHK 放送受信料に関するお問い合わせ	076-264-7010
電話	NTT西日本 電話料金等の取り扱いに関するお問合せ	局番なしの「116」 携帯電話からは 0800-2000-116
電力	北陸電力 電気料金等の特別措置に関するお問い合わせ	0120-776453

[目次に戻る](#)

3-3 証明書等を紛失した場合

◆ 基礎年金番号通知書、年金証書を紛失した場合

基礎年金番号通知書や年金証書を紛失した場合は再発行ができます。

詳細は、4市町を管轄する七尾年金事務所または日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

窓口	連絡先
七尾年金事務所	0767-53-6511
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは、03-6700-1165)

◆ マイナンバーカードを紛失した場合

- ・ マイナンバーカードを紛失した場合は、カードの機能を停止するため、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話して一時停止の手続きをしてください。その後、警察へ遺失届を提出してください。
- ・ マイナンバーカードの再発行については、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	市町	窓口	連絡先
羽咋市	市民窓口課	0767-22-5940	宝達志水町	税 務 住 民 課	0767-29-8120
志賀町	住民課	0767-32-9121	中能登町	住 民 窓 口 課	0767-72-3132
	富来支所	0767-42-1111			

[目次に戻る](#)

3-4 県民税の特別措置

- #### ◆ 石川県では、天災その他の災害により被害を受けられた方に対して、その被害の程度に応じた県税の減免制度を設けています。減免制度の適用を受けるためには、県総合(県税)事務所又は県税務課へ申請を行う必要があります。申請手続など詳しい内容については、最寄りの事務所又は税務課へお問い合わせください。

窓口	連絡先	管轄する地域
石川県中能登総合事務所 (税務課)	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町
石川県税務課	自動車税グループ：076-225-1273 課税・調査グループ（個人事業税）： 076-225-1272	

[目次に戻る](#)

3-5 パスポートの発給手数料の免除

- ◆ 全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方で、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町に住民票のある方は、パスポートの発給手数料が申請により免除となります。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

窓口	連絡先	窓口	連絡先
石川県パスポートセンター	076-223-9109	七尾旅券窓口	0767-52-6113

[目次に戻る](#)



4 民間の手続きのこと

4-1 損害保険等

◆ 損害保険

- ・ 損害保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。
- ・ 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合、次の窓口にお問い合わせください。

【一般社団法人日本損害保険協会】

窓口	連絡先	備考
そんぽADRセンター	03-4332-5241	受付時間 平日9時15分～17時
自然災害等損保契約照会センター	0120-501-331	

◆ 生命保険

- ・ 申出により、保険料の払込が猶予される場合があります。
また、申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速に保険金等の支払われる場合があります。ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

4-2 通帳や印鑑等を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では預金通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認書類の提示により、預貯金の払戻しができます。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

窓口	連絡先	備考
各金融機関、保険会社等	各機関の窓口	—
ゆうちょコールセンター	0120-108-420	平日：9時～19時 土日祝日：9時～17時
かんぽコールセンター	0120-552-950	平日：9時～21時 土日祝日：9時～17時

[目次に戻る](#)



5 医療・健康のこと

5-1 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩み、健康、高齢者福祉に関する相談を電話等で行っています。

窓口		連絡先	相談時間
石川こころのケアセンター	被災者こころの相談ダイヤル	0120-333-247	平日9時～12時/13時～16時
	奥能登拠点	0768-23-3858	平日10時～16時 ※専門医相談もできます（要予約）
	金沢拠点	076-238-6056	平日10時～17時 ※専門医相談もできます（要予約）
石川県こころの健康センター		076-238-5750	平日8時30分～17時15分 ※専門医相談もできます（要予約）
石川県こころの相談ダイヤル		076-237-2700 ※平日夜間・休日は 0570-783-780 （平日17時～翌日9時/土日・祝日0時～24時）	24時間365日
石川県南加賀保健福祉センター		0761-22-0796	平日8時30分～17時45分 ※専門医相談もできます（要予約）
石川県石川中央保健福祉センター		076-275-2250	
石川県能登中部保健福祉センター		0767-53-6894	
石川県能登北部保健福祉センター		0768-22-2012	

[目次に戻る](#)



6 教育のこと

6-1 日本学生支援機構による学生への支援

◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援

日本学生支援機構は、被災された学生に対して支援等を実施しています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、[日本学生支援機構ホームページ](#)でご確認ください。

- ・ 日本学生支援機構 政策企画部 広報課 : 03-6743-6011



[目次に戻る](#)



7 事業者の方へ

7-1 中小企業者等を対象とした相談窓口

◆ 特別相談窓口

被害を受けられた中小企業・小規模事業者の方々を支援するため、以下のとおり、特別相談窓口が設置されています。

また、県内の各商工会議所や各商工会でも相談窓口が設置されています。

窓口	連絡先	窓口	連絡先
石川県商工労働部 経営支援課	076-225-1525	石川県商工会連合 会	076-268-7300
石川県中小企業団 体中央会	076-267-7711	石川県信用保証協 会	つなぎ資金・資金繰 りに関するご相談 076-222-1522
			条件変更・経営改善 等に関するご相談 076-222-1550
日本政策金融公庫 金沢支店	076-231-4275 (中小企業事業)	日本政策金融公庫 小松支店	0570-045-445 (国民生活事業)
	0570-045-202 (国民生活事業)	商工中金金沢支店	076-221-6141
石川県よろず支援 拠点	076-267-6711	中小企業基盤整備 機構北陸本部 企業 支援部 企業支援課	076-223-5546
全国商店街振興組 合連合会	03-3553-9300	中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748

[目次に戻る](#)

◆ 災害復旧貸付等の実施

被害を受けた県内の中小企業・小規模事業者を対象に、以下のとおり、運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付が実施されています。詳しくは、日本政策金融公庫の各窓口（上記相談窓口参照）にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

金利 ※貸付期間5年の場合	・ 中小企業事業：2.75% ・ 国民生活事業：2.70% （令和8年8月3日時点）
貸付限度額	・ 中小企業事業：別枠で1億5,000万円 ・ 国民生活事業：各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

◆ セーフティーネット保証4号の適用

今般の大雨の影響により売上高等が減少している4市町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）の中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティーネット保証4号を適用します。詳しくは、石川県信用保証協会（上記相談窓口参照）にお問い合わせください。

◆ 小規模企業共済災害時貸付の適用

被害を受けた4市町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。詳しくは、中小企業基盤整備機構北陸本部（上記相談窓口参照）にお問い合わせください。

貸付限度額	原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
貸付利率	年0.9%（令和8年8月28日時点）
貸付期間	貸付金額500万円以下は36ヵ月、505万円以上は60ヵ月

[目次に戻る](#)

7-2 農業関係者を対象とした相談窓口

- ◆ 大雨で被害が甚大であった邑知潟干拓地や周辺農地で営農する農業者の復旧に向けた営農・経営相談等に迅速に対応するため、県、市町、JAが連携し、相談を受け付けています。

窓口	連絡先	受付時間	対象地域
石川県羽咋農林事務所	0767-22-0001	9時～17時（土日・祝日も受付）	邑知潟干拓地や周辺農地

[目次に戻る](#)



8 そのほかの情報

8-1 災害ボランティアへの依頼

◆ 災害ボランティアへの依頼

各市町のボランティアセンターでは、ボランティア活動の依頼を受け付けています。
依頼できる内容など、詳しくは、各市町ボランティアセンターにお問い合わせください。

窓口	連絡先	窓口	連絡先
羽咋市災害ボランティアセンター	090-2374-2246 090-2374-2247 (9時～16時)	中能登町災害ボランティアセンター	0767-74-2252 (9時～16時)
宝達志水町災害ボランティアセンター	090-7492-6093 (9時～16時)	志賀町災害ボランティアセンター	090-7957-6653 (9時～16時)

[目次に戻る](#)

8-2 車の無償貸出支援

◆ 日本カーシェアリング協会では、以下のとおり、車の無償貸出し支援「災害サポート・レンタカー」を実施しています。詳しくは、以下にお問い合わせください。

貸出場所/対応時間	貸出内容	貸出の条件
【貸出場所】 ① 日本カーシェアリング協会 石川支部（七尾市田鶴浜町八部3番地 健康福祉プラザ さつき苑内） ② 日本カーシェアリング協会 羽咋市臨時拠点（羽咋市役所 2階 住まいの支援窓口内（石川県羽咋市旭町ア200）） 【対応時間】 10:00～16:00 （水曜・日曜・祝日を除く）	● （軽・普通）乗 用車：最長7日間 （期間中何度でも 利用可能） ● ト ラ ッ ク ・ バ ン： 最長3日間 （期間中何度でも 利用可能）	● 免許証のご提示 ● 携帯電話の所有 ● 被災が証明できるものの 提示（被災・罹災証明や被災 状況の写真など） ※ 令和8年石川・富山豪雨 で被災された方であれば、 どの地域にお住まいの方で もご利用いただけます。

【お問い合わせ先】

- 申込フォーム

<https://www.japan-csa.org/blog/202608disaster4>

- 予約専用番号

050-5799-4740（10時～16時 / 水曜・日曜・祝日を除く）



[目次に戻る](#)